

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があつたので公告する。

令和 7 年 12 月 19 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）万代堅田店 大津市今堅田二丁目 20 番 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社万代 大阪府大阪市生野区小路東三丁目 10 番 13 号 代表取締役 阿部秀行 ほか 3 者
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社万代 大阪府大阪市生野区小路東三丁目 10 番 13 号 代表取締役 阿部秀行
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 令和 8 年 8 月 4 日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,828 平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 162 台
- 7 駐輪場の収容台数 110 台
- 8 荷さばき施設の面積 132 平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 70.1 立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 株式会社万代 7 時から 24 時まで ほか未定物販店舗①、②および③ 7 時から 22 時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 駐車場①および② 6 時 30 分から 24 時 30 分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 2 か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 荷さばき施設①および② 6 時から 22 時まで 荷さばき施設③ 6 時から 9 時まで
- 14 届出年月日 令和 7 年 12 月 3 日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町 3-1
 - (2) 縦覧期間 令和 7 年 12 月 19 日から令和 8 年 4 月 20 日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和 8 年 4 月 20 日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号